

# アメリカ法に於ける「外國會社」について

岡 本 善 八

一 は し が き

二 外國會社の概念

三 (1) domestication の意義

(2) domestication の手續

(3) business の範圍

四 domestication の效果

五 外國會社の營業所閉鎖権

1

今回議會を通過した『商法の一部を改正する法律』(昭25・5・10公布・昭26・7・1施行)によれば、その改正の主たる目的たる外資導入を計るために、授權資本・無額面株の採用・取締役の優位性・株主權の強化の外に、外國會社についても若干の改正が加えられてくる。改正法によれば外國會社について問題とされる點は、(1)外國會社の我國に於て營業開始に先立つ要件 (2)外國會社の我國に於て有する權能 (3)裁判所の閉鎖権 (4)清算等の諸問題であると思はれるが、そのうち特に焦點を前三者に限定してこれらの諸問題がどのような論點を含み、それ

アメリカ法に於ける「外國會社」について

らがどのように解決せらるゝかの手懸りとしてアメリカ法に於ける外國會社の法理について若干の考察を行おうとするのが本稿の目的である。

## II

我商法上外國會社と考えられるものをアメリカ法に求める場合に外國會社という語がほんの少し當るよう思はれる。この foreign corporation に於ける foreign といふ言葉は通常「或る一定の國家に對して土着しない、或は屬しない」という語義に於て用ひられてゐるのであつて、その意味に於て特定の國家又は州について言はならば、その州或は國の法により設立せられた會社は州内會社或は内國會社 (domestic corporation) であり、他の州或は國の法にその存在が準據してゐる會社は州外會社或は外國會社 (foreign corporation) であるとさう區別に於てその基本的な特質を見出しえる。<sup>註一</sup> 若干の州に於ては特に州法に於て foreign corporation の定義付けがなされてゐるが、要するに右に述べた所に格別異なるのではない。たゞ特にアメリカ合衆國と異なつた國の法により設立せられた會社については外國法人 (alien corporation) という語が用ひられることがあるけれども、一般的にはこの意味での外國會社をも含めて foreign corporation といふ語が用ひられてゐる。ある。さうのはアメリカ法では殊更に兩者を區別せず法理上は同一の性格を備えるものとして考察するのが原則であるとに基くものであるからであり、本稿に於てもそれに對應して兩者を含めた意味に於て以下 foreign corporation と稱す事とする。

ただ此の場合 corporation を附與する連邦議會 Congress の權能はコロンビア區に於ける地方的立法者としての議會の性格と連邦議會としての性格を併有しており、前者についてはコロンビア區の領域に關する地方的立

法者としての権限の行使に基いて議會による設立せられた會社は、ヨロッジア區の領域でせ domestic corporation やあり諸州に於いては foreign corporation やある雖やあることは既に述べたまゝに至らかである。それにつての例外をなすものは合衆國の立法權により設立せられた會社であつて、これが營業を行うか或は事務所を有する州に於いては foreign corporation と看做われば domestic corporation やある考えられてゐる事が擧げられねばならぬ<sup>註4</sup>。然しながら一般的には domestic corporation や foreign corporation の區別は一にそれが設立に當つて自州法に準據してゐるか否かに懸る事を原則とするのである。この點につては改正法の外國會社の概念と同じく準據法主義を採用してゐるのである。

この事につては更に次の事が具體的に問題となる。第一にこのように法人の國籍はそれが設立せられた統治權或は準據した法により決定せられるのであるから設立者或は株主の住所 (the place of residence) 或る市民權 (citizenship) による何ら左右せられぬことである。イギリスに於ては戰時特殊的事情に於て異つた判例が存するけれどもアメリカに於ては既に述べた原則が貫かれて居り domestic corporation であるか否かは資本の所有者の何人であるかにより決定付けられるのである<sup>註5</sup>。第一に一州又は一國の法に於ける社團が他の州又は國に於て corporation たり得るか或は corporation として扱はれない社團であるかとどう點につては、その社團の性質及びそれに付與せられた權能・屬性・機能により決定せられるのであり、ゆるべども概して corporation の特性的が與えられてゐる場合にはそれを設立した法が明らかにそれを corporation と看做してゐる場合に於ても他の州或は國に於て corporation と考える場合があることである。之はその社團の國內或は州内に於ける裁判管轄に於ける立法權の宣誓がかかるものであらうとそれは外國裁判管轄に於て裁判所がその社團の現實的性質を審査することを妨げる何らの效果をもたなことを理由に基づてゐる<sup>註6</sup>。

註一 Henry E. Foley: Foreign Corporation, - Encyclopedia of the social sciences, ed. E. R. A. Seligman, vol. 6, p. 354. NJ 「法人の國籍」 あるべき問題は商法上も國際私法上の問題としての意義をもつてゐる。勿論、ヨーロッパ系に於ては法人は法の権制によっての charter を獲得したるものであるとする立場は、準據法主義がそれであるとすると思はれるが、大陸法系に於て法人の本質に關する権制説或は譲許説が決定的でないためにその説は分かれ。例えは社員の國籍主義・設立地主義・株式募集主義・住所地主義(更に營業中心地主義・定款上の本店所在地主義)・準據法主義等に分たれる。我國に於ては本店所在地主義(更に營業中心地主義・定款上の本店所在地主義)・商法上は準據法主義が有力である。なお大隈教授會社法論(昭和十四年) p. 631. 田中(誠)博士、商法(昭和十四年) p. 283. 大瀬教授會社法概論(昭和十四年) p. 276. 但し田中(誠)博士改訂會社法概論(昭和十四年) pp. 839. 伊澤教授新會社法(昭和十九年) p. 667. 本店所在地説を採り——三田博士『國際私法』(東波法律學叢書 II p. 821.)、實方正雄博士『外國法人』(同 I. p. 170.) 画國際私法概論(昭和十七年) p. 146. 等。

註二 例へば「統一會社法」(the Uniform Business Corporation Act, § 1.) とがいは「ルハビ domestic corporation とせ特定期間の間に設立された (formed) 法人やルハ foreign corporation とは他のルハビの法人を意味する」

N. Y. Code Civ. Proc. § 3343 ¶. 18. Domestic Corporation センの州の法により或は法の下に設立せられた法人 やルハルハ所在し合衆國の法ども成る時は法の下に設立せられた法人であるか、又は一九一九年四月十九日以前の ルハルハ植民地どもに於てはルハルハ設立せられた法人である。それ以外のルハビの法人は Foreign Corporation やルハ」 たる Mass. Business Corp. Law 1903, ch. 437. § 56. Cal. Civ. Code, § 278. Wis. St. 1931, § 226.01. 参照。

註三 edit. E. S. Oakes and G. S. Gulick: American Jurisprudence, vol. 23, § 3. 航空 Alien corp. ハシメ § 7 参照。

註四 Fletcher: Cyclopediā of the law of private corporation, (1933) vol. 17, § 8291.

Com. v. Texas & R. R. Co., 98 Pa. St. 90. 要はセントチャーチカットアベリトと標する鐵道を建設し操業する N.Y. & Erieの内容をもつて議會による監視を受けた鐵道會社は事務所があり業務を行ひるが、ハムルビルに於ては外國法

人に対する所得法 the revenue laws と謂ふる domestic corporation である。

註5 イギリスの第一ドーナタ・ケーブルの Daimler Co. v. Continental Tyre & Rubber Co., [1916] 2 A. C. 307, rev'd [1915] 1 K. B. 893 気例どおりはその取締役の全員及び一人を除く株式の全員が敵國人民の場合は債務支拂の義務を負ふべきである。又は新アメリカのニューヨークの判例では Fritz Schulz, Jr., Co. v. Raines & Co., 99 Miss, 626, 164 N. Y. Supp. 454. と於て、株主と法人自體とは異なることを理由として、リバーリヤー州法によつて設立された會社はその實際的な統御及び所有が設立後敵國人となつた者の手に歸つてゐる州の市民であつて、その州の市民のもの特權及び免責を保有し得るとして社員国籍主義を排斥してゐる。

註6 その會社はイギリスに於ては corporation としての性格を否認せられてゐるにも拘らず、アメリカに於ては corporation として外國保險會社に課せられる税を支拂うべき責あるむとが述べられてゐる Liverpool Ins. Co. v. Massachusetts, 10 Wall. (V. S.) 566, 19. L. Ed. 1029.

我が國に於ては民法第二六條第一項により外國の商事會社は我國に於てもその法人性を認許せられていふ。然しながら、商法第二編第六章に於ける外國會社はその法人であることを前提として居らず、加うるに法人性はその訴訟能力に関する特に重要な意味を持つのであるけれども、その點に就ては法人でない外國會社の代表者と雖も後述の如くその會社の營業にて一切の裁判上又は裁判外の行爲をなし得るから corporation としての性格に拘わる實益はない。

### III

I 以上述べた所により明らかなように州はその統治權の地域的限界を超えて corporation を設立する何らの權能をもたないものであるから、その實質に於てその名稱・目的・人格その他すべての實質的な點に於て同一であり數州に涉りて活動する corporation が數州の法により設立せられたものがあるが、これが雖も法律觀念の上

では各州に於て別個の corporation であると考えられてゐる。即ちそれらは一つの corporation として結合付けることは各州の権限外にあるのである。然し現實には corporation は特にアメリカの現状ではその設立州以外に於てその業務の大部分を行うものであつて、之に對してアメリカ諸州が如何なる態度を示すかについては次のように得る。

(1) このような承認に「單なる認可」(a mere license) の形式が採用される場合は、州が foreign corporation を foreign corporation として取扱ひそれらの地位を變じなふことによる corporation が州内に入りて一定の條件の下に業務を行ふ法人能力を行使することを許すものである。(2) 然しながら又多く採用されてゐる他の方法は、單なる認可に止まらず制定法或は憲法に於て、このような會社が州に於て業務を行うために、少くとも法的效果に於て domestic corporation となるべきものとし、foreign corporation を州に採用するじとを規定するものであつて、これが通常『州内化』("domestication") と稱せられる方法である。

この "domestication" という言葉は、種々の意味に於て用ひられ裁判所に於ても一定しなふのであるが、(イ) その廣義の一般的用法としては、州がこのような corporation についてそれが當該州に於て業務を行ふその権能を行使するに先立つて foreign corporation の地位を foreign たるものから domestic なものへとその法的效果に於て局地的政策 (local policy) の爲に變更せんとする制定法上或は憲法上の過程を意味する。(ロ) 然しながら特殊的なより制限された意味では、法律上全く新たな別個の corporation が domesticate われた州に於て設立したと同じ效果をもつての州の制定法に従つて foreign corporation が現實的には新たに設立すること (reincorporation) を意味する。このように domestication という語には二義が存在して居るが、然しその通常の用法は前者即ち (イ) の内容をもつてゐるのであり、改正法第四百八十五條ノ一の「外國會社へ他ノ法律ノ適用ニ付

テハ日本ニ成立スル同種又ハ之ニ類似スル會社ト看做ス」と云う趣旨も既に述べた如く法人性の審査權の問題と共に、(イ)の意味での domestication を意味する規定であると考えられるのでかかる意味に於て考察を進めた。

domestication を有效ならしめる爲には先づ第一と一般の corporation の設立の場合と同じく立法が必要であるが Suprem Court によれば「「と用ひられる用語は、州或は立法者による、corporation との如き通常行われる權能を付與するが如き形式に於ける付與或は採用を意味するのでなければならず」「單に存在して居る會社に營業權を付與するところ丈では充分でなくとせられて居る。尤も現實には他州に於て設立せられた corporation と營業權を付與するところ如き趣旨の條文が單なる免許行爲 licensing act であるか domestication 號や州内法人化やあらかは具體的な條文の解釋により解決せられねばならぬ點題である。第一に之のよろな domestication との如きは domesticate やんとする州によりて charter われるひとを必要とする。その理由は、コンヤハ・ローによれば裁判所は domestic corporation の權能・義務・營業權を確定する爲に州外定款 (foreign charter) に準據する事が出来ず、たゞ州内定款 (domestic charter) 及び州内定款が付與せられる基礎としての州法にのみ據らねばならぬからである。會社せんのよりて登記せん (chartered) により、その設立州に於ける定款と關係なく domestic corporation せんなら domesticate された所に於ける定款及法律の付與する權能・義務及び營業權を有するに至る。更に第三の要件として foreign corporation と謂ふ domestication の受諾が必要である。即ち foreign corporation が何らかの様式に於てこのよろな立法及びそれにより行われる目的の受諾を表明しなくてはならぬ。たゞその方式についてはウエスト・バージニア州やケンタッキー州の如く書面による形式的承諾を必要とする事もあるが、別段の定めがなければ會社の格別の行爲がなくとも受諾が推

定せられ得ることある。具體的に述べぬなれば、foreign corporation がその州の法人として公然と行為する場合、その州の法人たるふを述べて譲渡抵當 mortgage を行う場合、その州の法人として制定法の下に於ける公用收用 (condemnation) の権限あるふを述べて土地の公用收用の請願をファイルした場合とか、或はもしその州の州内化條項に合致するやなれば、合法的に營業し得なべ場合にその主たる事務所及びその全資産が所在してゐた久しかりて實質的に營業のすべを行つて居る場合などは corporation の州内化の受諾が推定せられる。ひのくに個々の場合に於て推定せられるのみならず、一般に外國會社の役員がそのdomestication を示す書類に署名する場合は會社の州内化の受諾を示すものやあるとせられてる。

(1) もの domestication の形式的手續は、具體的には州法或は憲法の一部に於て定められるが、その中核は foreign corporation が合法的な設立定款の謄本 (certified or authenticated copies of its article) ・ 定款 (charter) ・ 王國長款 (by law) 或は他の設立書類又はそれがものかのあらゆるものを特定の官吏——通常は州務長官 (secretary of state) ——にファイルするふとある。尤もたゞひとくは若干の例外は存するやありて、例えばシカゴー州に於ては domestication の爲には同法的手續が必要やあらむからて居り特定の州裁判所に對し申請せられねばならず、更にケンタッキー州に於ては domestication どよりトトかなる權能が付與されんことを欲すなかどより、同一州でありながら異つた手續が規定せられた場合もある。<sup>註二</sup>

今ひの domestication の手續といふは其體的次の如き問題があつて考慮せられねばならない。

(1) 第一に多くの州に於ては foreign corporation は事務長官 (the secretary of state) の事務所又は特定の事務所に於て定款の謄本をファイルし認可 (permit or license) を受けた後はその州に於て營業を行う事が出来なへとせられてる。

之はいさまでもなくその州の居住者が容易にその corporation の存在を知り得る爲である。なおその定款についてては、設立州により承認せられたものであることは當然であるが、定款が修正せられた場合に於ては修正定款が原始定款の述べて居る限り、營業すべき州に於て修正定款のファイルに先立つて原始定款がファイルされないことも修正定款のみをファイルすればよいとせられている。

(2) 第一に foreign corporation は營業開始に先立つて州務長官その他の公務員により發せられ通常は定款の謄本をファイルすると回<sup>註13</sup>に示される認許 (license or certificate) を必要とする。<sup>註14</sup>

然しながら或種の corporation については認可を必要としないこともある。又逆にその名稱に特定の用語が用いられて居ることがある。之は類似の名稱の domestic corporation が存在しその實質を異にする場合に不正競争が生ずるとか事業の堅實を害する場合等に於て考えられる。なおこのような認可を必要とする理由は公的な監督の必要に出来るのであるから、例えばイリノイ法では認可自體がファイルされることを必要としているけれども、一般にはそこ迄する必要はないと考えられている。そうしてこの認許は法によりその有效期間が定められ、テキサス州の如く毎年更新する必要がある場合もあるが、何れにしても通常の場合は認許の更新は特別の理由のない限り拒絶せられないものとせられている。

(3) 更に foreign corporation はその州に於ける營業所を定め州務長官その他の公務員の事務所に於てファイルせねばならぬ。

之は後に述べる代表者の決定と相對應する手續であると考えられるが、この登記されるべき營業所は現實に營業を行うべき所であることを必要とせず營業時間内に於てそこに於て代理人を見出しえるかどうかという便宜の爲に定められるものでないから公共事務を行ひ得るに充分であれば差支えない。又營業所は市或は町を記載すれば

充分であり更に詳細なる場所を示す必要はないとせられてゐる。

(4) また foreign corporation が營業開始に當つては一般の corporation と同じく株主及債權者の閲覽に供する爲その州に於て特定の帳簿を備えることを要件とする場合や營業に使用されてゐる資本額その他重要な取引を記載した會社の金融状態等を示す記録を州務長官その他にファオルせねばならないことがある。その理由は一般の corporation も同様である。

(5) foreign corporation も更に營業開始に先立つてその州に於ける訴訟に關する代表者 (agent) を任命することを必要とする。

この意圖はその州内に於ける營業より生じた紛争についてその州民が他州の裁判所によらねばならぬという不利を避ける目的の爲に foreign corporation と取引した州民を保護せんとする點にある。<sup>註15</sup> この意味に於て單なる代表者の任命丈では死亡<sup>ト</sup>その他によりその目的を充分に達し得ない場合のあることを豫想し、例えばニュー・ハムプシア州の如くこのような代表者として州務長官の如き公務員を任命すべき事を命ずるが如き場合もある譯である。州法が特に要求するのでなければ、このような代表者は必ずしも營業自體を行ひ得るものでなくとも、たゞ受訴し得る者であれば充分であるとせられてゐるのも同様の理由に基く。

我商法改正案に於ては第四百七十九條第一項に於て「外國會社が日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ爲サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ營業所ヲ設クルコト」及びその登記公告を必要なる手續として定めている。之は既にアメリカ法について述べた(3)と(5)の場合に該當するが、たゞその代表者については特に訴訟に關する代表者たるにとゞまらず同條第四項に於て「會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ル爲ス權限ヲ有ス」とせられてゐることが留意せらるべきである。

(三) 既に述べたような形式的手續を foreign corporation に課するに當つては、通常「營業を行うにつゝては」(to do business) ふさうことが前提となつてゐる。新法に於てもその第四百七十九條に於て「外國會社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ爲サントスルトキハ」と規定するが、その範圍を如何に決定するかについては今後の判例の發展に俟つべきであるが、アメリカ法の判例が大いにその手懸りとなるものと考えられる。アメリカ法に於てはかかる場合 “doing business” “carrying on business” “transacting business” “establishing business” 或は “doing any business” 等種々の用語が存在して居り、場合によつてはそれらの用語に於て異つた意味を有つしこと留意せられねばならないが、一般的見解としては foreign corporation がその通常の會社業務の重要な (substantial)<sup>註16</sup> 部分を行う場合にのみその州に於て營業を行うものと考へられて居り、又他面よりこうならば營業の何たるかは會社の目的とその權能との關聯に於て考察すべきであり、會社が設立せられた目的の積極的な遂行の一部であるが否かが問題であつて、會社がそれをなしてゐよしとこう程度の消極的な行爲は營業の範圍に入らぬるものとせられてゐるが、この點については更に詳細に検討する必要がある。

- (1) 先づ第一に營業の準備行爲は、營業自體ではないこと當然である。  
例えは定款に掲げる行爲を後に營む爲に、他州に於て借家契約・材木を購入する契約を締結するとか或はその地の居住者に商品の供給を命ずるが如きは營業行爲自體ではない。
- (2) 次に foreign corporation が州外に於て單獨の合意その他孤立した業務を行うに過ぎず、それを反覆する意圖或はその地を營業の基地とする意圖を伴わないような場合は所謂營業に屬しないのである。  
この場合に於ては以前にも同様の行爲があつたけれどもその間に可成りの時日がありその間に關聯性がない程度の行爲は營業の範圍に入らないものと考えられる。新法第四百七十九條の「取引ヲ繼續シテ爲サントスルトキ

ハ」という規定は、この「單一行爲に關する原則」(the single transaction rule)の側面を特に強調した規定であると解して差支えなかろう。又單一の行爲であるか否かは具體的事情に於て通常の業務に對する總體的な企劃から爲されているか否かの點からも考慮されねばならないのであって、必要な手續を完了せずして總體的な企劃の實行の一部としてなされた場合は最初の行爲も第二第三の行爲と同様に不法の行爲であると考へらるべきである。

(3) 又會社の組織或は所有に關聯する内部的取引は營業ではない。

例えば株金の追拂請求——之は金融的企業に於て生ずる——とそれに對する拂込・利益配當の如く會社・發起人或は株主との間の取引は之に入らない。

(4) 又それが營業であるか否かについては、事務所の存在自體では決定し得ないのであって、そこに行はれる業務即ち事務所の性格が問題とせられねばならない。即ちそこに於て通常の業務の一部を行う場合には何らの事務所を有しない場合でも營業であると考えられるし、他面何ら重要な行爲が行はれていない場合はたといその事務所のドアーや電話帳・商業人名録にその會社の名稱が記載されている場合に於ても營業を行ふものでないとせられる。具體的に述べるならば、利益配當の便宜の爲に金錢を保管する目的・旅行販賣人の宿泊の目的・商品展覽の目的等のための事務所とか、そこに註文を受けるための代理人は居るけれども、そのすべての註文が商品の製造仕入が行はれているその州外の本店に於て承認せられねばならないような事務所を持つことは營業とは考えられていないのである。

(5) 又 corporation の役員その他の代表者がその州に居住するとか、營業上の目的の爲に會合しその決議を行つた丈では營業の範圍に入らない。尤もその代表者が復代理人を任命且指揮しそれらを通じて可成りの量の商

品を販賣し得る權能が與えられるような程度の總販賣人である場合は別である。

(6) 次に營業の範圍を決定するには、その州に於てその州の居住者との間に締結されたとひう丈では充分でない。

即ちその合意に基いて何が行われるかが問題とせられねばならない。此の意味に於てそれ以外の如何なる業務もその州に於て營まれず、且つ締結せられた契約が州外に於て履行せらるべき取引に關するものであるとか、州外に在る資產に關するもの・州際通商に關するもの・營業準備行爲に關するものであるときは營業の範圍に入らないが、逆にその契約が corporation の設定目的たる營業の重要な部分をその州に於て行うことを要求する内容を持つ場合は、その締結地が他州であつてもその州に於ける營業の範圍に入るのである。

以上に於て營業の範圍を決定するに當つて疑義を生じ易いであろう點に就てじく概括的にふれたのであるが、それらを通じて導き出されることは、要するにそれが會社の通常の業務特に會社が設立目的として定款に掲げる事項に該當するか否かが大きい手懸りを示すように思はれるのである。<sup>註7</sup>

註7 やのむつた corporation の性格については、その州の法の下に於ける行爲はその局地政策の範圍之内 domestic corporation であるが州内定款に於けるよりも州外のそれと屬する場合は foreign corporation である。  
E. S. Oakes and G. S. Gulick : ibid. § 12.

註8 W. M. Fletcher : Cyclopedie of the law of private corporations. (1933) vol. 17, § 8297.

註9 例えばペーリニア及ウエストベーデニアでは reincorporation が必要とせらる。

外國市場へ corporation 本體の進出の三つの類型一島や (i) mere licence (ii) domestication (iii) reincorporation であるが、それは經濟的見地からすれば次の理由が擧げられてゐる。即ち  
いうち第一のものはノヘビ描くが後二者についてはアメリカに於ては第11のものよりも多い類型であることは前述の通りであるが、それは經濟的見地からすれば次の理由が擧げられてゐる。即ち

(1) 外國法による incorporation = ピアーリーは (i) その國に於て若干の株主の居住する事を命ずるが如き外國法の規定の存在一例えはアルゼンチンでは十名、アラジルでは七名— (ii) 更に取締役會或は株主總會がもたれねばならぬ事 (iii) 議事録その他の記錄書類がその國の語を用ひねばならぬこと等の制約が存在し勝ちであり、從つて (i) その國の内部に於て有能なる役員を見出すことの困難性 (ii) 或は業務がその corporation 本體で處理するのが法的な建前であることによりそれを統御して子會社設置の本來的な趣旨を貫くことが困難である。

(2) domestication = ピアーリーも若干の躊躇が感ぜられたる所はだら。即ち domestication として代表者を置いてそれと廣汎なる権限を委ねることとなる。又は (i) 母國人をその代表者とする場合に於ても私利を計る危險性があり (ii) そうやなくとも代理人が商略を誤ることにより本國會社が豫想しない巨額の負債を背負わねばならない。 (iii) 加つて政治的關係の變動を媒介としてその取引の複雜從つて又その所得算定の困難性により課稅が苛酷となる危險性が考え併さねばならぬ。

(3) 従つて第三の方法としては例えはアメリカの一州に於て子會社を設立し、そしてその子會社を外國例えば日本に於て domesticate すると、この方法が存する。之が外國への資本進出に於て最も多く採用せられてゐる方法である。その理由は (i) 特定の外國の活動のためには比較的小資本でよること (ii) 加つて代表者に廣汎なる権限が付與せられてもその危險を負擔するのは本國の子會社とシあること (iii) 課稅に關する算定の基準も本國の子會社との關係は考慮されるがその親會社ピアーリーとは一應無視される事等が擧げられる。E. E. Pratt : Foreign Trade Hand book. (1948) p. 1191.

註10 Pennsylvania R. Co. v. St. Louis, A. & T. H. R. Co., 118. U. S. 296, 196, 30. L. E. Ed. 83, 87, 6 Sup. Ct. 1094.

註11 ケンタッキー州法第六回條。

註12 一般的にせ A. W. Bays: Cases on Commercial Law, 1932, § 763.

註13 やのめかた例外として考へられるのは一九三一年のアラベマ法の如く認可が州務長官の代りに稅務委員 (the state tax commissioner) の發するもの故はテキサス法の如く外國保險會社ピアーリーは認可が保險銀行委員 (the Commissioners of insurance and banking) ピアーリーなれ資本が全額拂込であり、一定の資本及び剩餘金を備えることを要件とするも

のが考えられる。

フロリダ法は外國銀行法人について適用がないものとする。

<sup>19</sup> Connecticut Mut. Life Ins. Co. v. Spratley, 172. V. S. 620, 43. L. Ed. 569, 19. Sup. Ct.

८०

この代表者の我が商法に於ける性質については單に會社に代理人ではないとの説（朝高決大正六・一〇・二四朝高判決錄四卷民八八〇頁）もあるが機關と考えるが妥當であろう。

16 誌 例えはチキサヌ州と於ては “to do business” と “to transact business” ふを區別し、前者は設立目的の爲の營

業を行はゞやあら、後者は設立監査の爲めに連の石倉のうちを孤立した行爲であると云ふ。S. K. Shuyne Co. v.

註17 業の範囲は、ムサ Oak and Gulick; ibid. § 360 seq.

四

〔右に於て略述した要件或は形式的手續を充すことにより生ずる domestication の效果については、その局地的な目的に鑑して法上その州の domestic corporation となること、換言すればその州により設立せられた corporation と同じ権利 (right), 特權 (privileges) 及び免責 (immunities) を有すると共に責任を負はねばならぬこと、従つて又その州の domestic corporation に適用せられる法に従わねばならないことである。〕

然しながらこのような権能に就ては次の如きことが考慮されねばならない。即ち corporation は厳密にいふならば、それが設立せられた法による領域の限界を超えては何らの法的存在を持たないのであるから、一般的には州外に於ては單なる代理者でなく本人としての corporation 本體により行わなければならぬ性質の行為は之を

アメリカ法に於ける「外國會社」について

行うことが出来ない。逆に述べるならば設立州以外に於ては corporate acts は行うことはできないが corporate acts 以外の行為は行うこと有可能である。この corporate acts は要するに corporation としての存在並體に關するもの或はそれを行うに當つて固有な機能に於てし、その機構・能力・人格の外に於てしないような行為であると定義付けられるが、具體的に述べるならば例えば corporation の形式的な組織化は州内に於てなれるべきであり、株主總會に於ける取締役その他の役員の選任・業務規定の作成・増資の決議・譲渡抵當 (mortage) の認可等は corporation 本體の行為であつて州外に於て株主總會が開かれた場合はエストップルの要素がなく、限り無効となり得るのである。<sup>註19</sup>

このようだ corporation は州外に於て corporate act は行うことができないが正當に任命され且つ授權された代理人を通じて營業に關する諸種の權能を行使することが出来る。尤もその行為は無制限といふのではなく營業を行わんとする法或は corporation の定款により限界付けられるものであることが留意されべきである。<sup>註20</sup>

(1) 次にこのような domestication に於て必要とされる手續を完了した corporation の行為についてはアメリカ法上の效果については次の如く類型化することが考察に便であろう。

(1) 制定法に於て何らの效果及び罰則を規定していなければ判例はこののような要件をふまなく foreign corporation の契約は不法であり履行の請求が出來ず、又訴を提起することは出來ないとせられてくる。その理由としては、このように制定法が何らの罰則を伴わないとときはこのような手續を強制する適當な他の手段がないからであると考えられる。

(2) 制定法に罰則及び效果が定めてある場合

(i) 罰金その他の金錢的罰則を伴う場合 = 例えばケンタッキー・ミシシッピー・テネサスの諸州に於ては罰金

のみが科せられ、その契約自體は有效であるとせられている。その理由は罰金のみが規定されている場合は、その趣旨は國外へ追放しようとかその業務を全く無効とするという程度に解するのは苛酷にすぎるという點にある。

(ii) 訴の提起を停止する場合＝例えばオレゴン・ニュージャージー・カリフォルニアの諸州に於てわ、必要な手續が完了する迄に於ける契約その他の業務自體は無効ではないが、たゞそれに關する責任追求が停止せられ手續が完了した時に訴の提起が可能であるとされる。<sup>註2</sup>

(iii) 訴の提起が絶対に禁止せられる場合＝例えばアルカンサス・イリノイ・アイオア・ミネソタ・ミズーリ・ニューヨクの諸州に於ては罰則を伴う外に手續以前の行爲に就ては訴の提起は禁ぜられ爾後の手續により有效とはならないのである。然しながらその契約に基く債権は訴権を伴わないにも拘らず有效であるとするのが多數説である。<sup>註3</sup>

(iv) 契約は無効であるとせられる場合＝例えばミシガン州の如し。之は訴を提起し得ないという點に於て(iii)の場合と同じであるが、(iii)の場合は契約自體は有效であると考えられるのに對して此の場合は契約自體が無効であるという意味に於てより厳格なるものである。<sup>註4</sup>

(v) 會社及びその譲受人に對してその契約が無効とせられる場合＝例えばユタ・ヴェイセコンシン・サウスダコタ・オハイヨ・アリゾナの諸州の如く彼らの利益の爲にその權利を主張する不法の會社及びその譲受人についてはその契約は無効であるが、逆にそれらに對しては契約を強制し得るとするものである。然しながら例えばヴェイセコンシン州法の“shall be wholly void on its behalf and on behalf of its assigns, but shall be enforceable against it or them” これら語どよりてその契約の效果を如何に定めるかについては、そのような

契約は絶対に無効であるのではなく他の當事者の選擇により無効となり得るのであると解する說もあるが、多數說はかかる契約は會社及びその讓受人に關しては無効であり、單に他の當事者の選擇により無効となり得ると解すべきでないとしている。<sup>註24</sup>

(vi) その州民との契約については會社の爲には無効であるとする場合＝例えばオクラホマ州の如し。之は(v)の場合の相手方をその州民に限定するものであつて契約の相手方が州民以外の場合には適用されないものであるが、この場合は契約の効果については州法により相手方の選擇により無効となるのであるが相手方の選擇は外國會社により完全に履行せられる以前に行使せられなくてはならない。<sup>註25</sup>

(vii) 報復條項 (retaliatory statute) を持つ場合＝例えばニュージャージー州に於ては訴の開始の前に手續の完了していなじ場合、はその foreign corporation の設立州の州法によれば同様の場合に訴權を有しないとせられる場合に限りその州に於ても訴權を有しないと解せられている。

以上に於て外國會社の營業開始に充立つて行わるべき手續を完了しない場合の行爲についてアメリカ法上の立法例を列舉したのであるが、之と新商法の規定を比較する場合は、我商法は罰則のみを規定するに止まるのであり恰も前述の場合の(2)ノ(i)に該當するのであるから、このような制定法の背後にある國際禮讓 (interstates comity) の法理をも參照し一般に契約は有效であるが、たゞ第四百九十八條の三の適用により會社設立の登録税額に相當する過料に處せられると解すべきであろう。更にその取引の責任については第四百八十一條第一項に於て「前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ爲シタル者ハ其ノ取引ニ付會社ト連帶シテ其ノ責ニ任ズ」として取引に關してその責任を確保するという便宜性の點から個人的責任を認めると共に、個人的責任の擔保力の充分でないことの故に會社との連帶に於て之を認めようとしているのである。アメリカ法では明文のない限りその手續未了の營業

に就ては、取締役その他の役員・株主その他会社のために取引したものは個人的責任を負わないのが多數の例である。然し若干の州に於ては個人的責任を認めて居り特にテネシー州に於ては株主に迄その範囲を及ぼしてゐる。會社のために取引したものについて個人的責任を負わしめる例はコロラド・イリノイ・アイオア・ケンタッキー・ニューヨーク・ノースダコタ等の諸州に於て見出され個人的責任については取引の相手方が惡意であると知るに足りないが、ペンシルベニア州に於ては相手方がその事實を知るときは個人的責任を免れ得るとする。

註18 Fletcher, *ibid.* (vol. 17) § 8315. p. 72.

註19 Pittsburgh, C. & St. L. Ry. Co. v. Keokuk & Hamilton Bridge Co., 131. V. S. 371, 33. L. Ed. 157.

註20 Corporation せやの設立せられた州内に於て Corporate acts を行ふべきであるとする原則の理由としては过度越權行為 (ultra vires acts) の場合と同様に次の事が擧げられる。即ち (i) 公共の利益のために corporation は付與せられた權能を超えるべきではない。 (ii) 株主の利権を以て資本は定款に於て述べられや從ひて株主が株式申込に際して認めない危險に曝けぬべきではない。更に (iii) corporation と契約する者はヤバく corporation の法的限界に留意すべき義務あるべきである。

註21 Seattle Gas & Electric Co. v. Citizens' Light & Power Co., 123. Fed. 588.

註22 N. T. Corp. Act. § 98; Cal. Civil Code § 408. (1831).

註23 Iowa Code (1927) § 8427; N. Y. Stock Corp. Law (1923) § 110.

註24 " ハーバード法規" 1册版。

註25 Arizona Rev. St. (1931) § 2229; Ohio Gen. Code § 5508; South Dakota Rev. Code (1919) § 8902; Vt. 9 Comp. Laws (1917) § 947; Wis. (1929)

註26 Oklahoma Com. St. (1921) § 5435.

## 五

營業所の閉鎖命令權を發し得る場合について新法第四百八十四條には三つの場合を掲げるが、アメリカ法に於ても一般に州が foreign corporation に對して州内に於て營業を行ひ得ることを認許した後に於てその認許を取消し會社を追放するため制定法にその理由を掲げることが原則である。而してその理由に就ては一般に公衆に對して重要な害を與えるような意識的な不當の行爲或は懈怠が存することが必要であるとせられて居るが具體的には制定法の個々の規定によらねばならない。そのような例としては (i) 營業認許 (license) を得てない場合 (ii) 報復條項 (retaliatory statute) が存する場合 (iii) 制定法の規定に反する場合 (iv) 反トラスト法及び刑罰規定に反する場合 (v) 必要なる擔保を提供しない場合 (vi) 租稅滯納の場合等が考えられるが、我新商法第四百八十四條の掲げる解散命令 (forfeiture) を發し得る場合は内國會社に關する第五十八條と殆んど同じであり從つてアメリカ法に於て類似の場合を求めるに於ては外國會社の獨自の理由を求めるよりも内國會社について解散命令を發し得る場合を考察することが新法の理解に便であるように思はれる。

然るに一般に domestic corporation の charter を剝奪する爲には次の如きものが要件とせられる。  
註38

- (i) 先づ第一に解散命令が發せられる爲には、設立法に反するような corporation の不法な行爲があるといふを必要とする。即ち會社と州との基本的な契約である corporate charter の不行使又は濫用がありそれが公共を害する場合である。  
註39
- (ii) 第二にその不行使或は濫用が惡意又は詐欺的であることを必要とする。
- (iii) 第三にそのような不行使或は濫用が反覆 (repeated) 繼續されることを必要とする。

(iv) 第四に若干の州例えはイリノイ・ユタに於ては解政命令を發し得る前に經營上の濫用を矯正し法の要件に従う機會を會社に對し與えている場合もあるが、一般にはそうではない。

(v) 更に一般に經營代表者の行爲が會社の行爲と看做される場合にその行爲が原因となることは當然であるが、株主の行爲であつても例えば株式譲渡等により違法のトラスト等を形成する場合は解散命令の原因たり得ることが留意されねばならない。<sup>註29</sup>

そうしてそれらの具體的な原因としては(1)その設立目的・行爲に於ける詐欺或は不法性(2)設立に先立つ要件を充さなかつた場合(3)設立後に必要とする要件を充さなかつた場合(4)フランチャイズの濫用又は誤用(5)権限を行使しない場合(6)會社の存續の不能に陥る場合等が存するが、こゝには新法と關聯ある限りに於てとり上げることとする。

(1) アメリカ法に於ても會社の設立目的は合法的なものでなければならず例えば脱法行爲とか酒の密造・賭突その他の不法目的の爲に設立せしめられるので、新商法に所謂「營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ爲サレタルトキ」というのが之に該當する。

(2) 更に「正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ爲シタル後一年内ニ營業ヲ開始セズ若クハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナグシテ支拂ヲ停止シタトキ」という原因については、アメリカ法に於てもcorporation という特權(franchise)を意識的に行使しないことにより公共に害を與えるものは、公共の利益の爲にそれに課せられた義務を怠るものであり自らその義務を行うことを不能ならしめるものであるとの理由により解散命令が發せられ得る。然しながら一般に營業を停止するという事丈では解散せしめられないので、例えば公共事業會社についてもそれが公共に害を與える程度に達しない場合或は採算が立つ時期になれば直

中に營業を行う準備をする場合等は解散命令の原因とならぬとせられてゐるのであるが、たゞ制定法上停止の時期が定められてゐる場合はその限りでないとせられる。更に債務超過 (insolvency) 或は支拂拒絕は特に制定法の規定がない限り一般には解散命令の原因となりなむとせられるが、たゞその債務超過が債權者或は株主を害する所なくして營業なりとするを得ない場合に於て解散命令の原因となるのである。

(3) 「法令ニ定ムル會社ノ權限ヲ踰越シ若ヘ濫用スル行爲又ヘ刑罰法令ニ違反スル行爲」であるが、先づ (イ) 越權行為 (ultra vires acts) はアメリカ法に於ても解散命令の原因たりうるとせられてゐるが、それが惡意ではなく繼續せられや又それが單に株主及び債權者を害するに止まり廣く公共の利益を害するに足りない時に解散命令を發し得る原因とはならぬとせられてゐる。 (ロ) 更に制定法の違反及び法により禁止せられてゐる行爲を行ふ場合は解散命令の原因となり得るが、この場合もそれが過料 (penalty) により罰せられる丈であつて侵害 (nuisance) でも犯罪 (crime) でもなく場合せしの限りでないとせられる。勿論この刑罰法令については反トラスト法が特記考慮せらるべきである。<sup>註26</sup>

註26 Fletcher, ibid. (vol. 17) § 8591-8597.

註27 ibid. (vol. 16) § 8034.

註28 H. W. Ballantine, on Corporation (1936), § 308.

Mitchell

判事はこの解散手續について次の如く述べる。即ち「その目的は公衆を保護する上にあつて私的な苦情を報償する爲のものではないから、その(チャータード)濫用が公衆に對して重要な substantial な害を與え且つフラン裁判所はこの特權の沒收を宣言するには非常に注意深くあらねばならない。被告の立場の業務の現状に就ては會社の解散及強制取引停止はそれに關する當事者のみならず株主及債權者にも新しい損失を加えるからである」 Commonwealth v.

123 293, Ky. 502, 169. S. W. (2d) 300.

第四百九十八條ノ

United States  
Tucker *ibid* (vol. 16) § 8036. seq.

註29  
註30 従つて營業開始の手續未済は直ちに外國會員の書面警告が要件となる。  
*vol. 16* p. 8055. seq.

以上に於て極めて概説的であるが、我國の foreign corporation は、その法理を一べつした。もとよりその國情の相違・會社法の構造の相違によりて、必ずよりその連邦性を考慮すべき必要に迫られ、決してそのまゝ採用されるべき筋合のものではない。然しその連邦性を考慮すべき必要に迫られ、決して無意味ではないと考えるものである。